

生徒心得

本校生徒は、柏中央高校生であることの自覚に立ち、校則を守り、校訓を常に念頭におき、学業にいそしみ、規律ある生活を送り、よい伝統と美しい校風をうちたてるようにしましょう。

又、互いに励まし合い、協力し、助け合って、たえず健全な心身の発達に努め、創造的で豊かな高校生活を営み、自己の資質を高め、品位ある高校生になるように心掛けましょう。

1. 一般心得

- (1) 礼儀：家族、来賓、教職員、長上に対し心のこもった礼をすること。又、友人には努めて挨拶を交わすこと。
- (2) 言葉遣い：はっきりと、ていねいにすること。
- (3) 行動：柏中央高校生としての誇りを持ち、何事にも積極的に対処すること。
- (4) 反省：指導を素直に受け、反省する心を忘れず、人格の向上に努めること。

2. 登校・下校

- (1) 通学に際して、常に生徒手帳及び身分証明書を携帯し、休日であっても本校所定の制服を着用すること。
- (2) 登校は時間の余裕をもって行うこと。自転車通学者は定刻10分前には登校し、時差登校の意義を理解し協力すること。
- (3) 怪我等の止むを得ない事情がない限り、タクシー・自家用車による登下校はしないこと。止むを得ない事情がある場合は、担任に申し出ること。

(4) 安全を第一に考え、思いやりの心を持ち、交通法規・マナーを守ること。

(5) 自転車通学を希望する者は担任に申し出、本校所定のステッカーを貼付し、その自転車を担任及び交通安全係に点検してもらってから使用すること。

(6) 交通機関利用の際、不正乗車は絶対にしないこと。

(7) 通学途上の事故（交通事故・痴漢・恐喝等）に遭遇した場合、ただちに警察と学校に連絡すること。

3. 校内生活

- (1) 校内においては挨拶（会釈）を励行すること。
- (2) 遅刻をしないこと。遅刻者は遅刻カードに所定の事項を記入し、職員室にて印を受けてから教室に行くこと。入室したら担任、又は授業担当の先生に報告し、着席すること。その際、遅刻カードを提出すること。
- (3) 無断早退をしないこと。早退希望者は担任に申し出、早退証明書をもらい帰宅後、学校へ電話すること。
- (4) 欠席する場合は、午前8：20までに家庭より学校へ電話すること。
- (5) 登校後、無断外出をしないこと。止むを得ない場合は外出許可証に必要事項を記入し、担任に提出すること。
- (6) 始業のチャイム後に、廊下・トイレ等に残っていないこと。チャイム前には自席に着き学習態勢で授業担当者を待つこと。

- (7) 昼食は、所定の時刻にホームルームでとること。
- (8) 一切の遊戯類（カードゲームや携帯ゲーム等）を学校内に持って来ないこと。
- (9) 携帯電話及びインターネットの使用（扱い）については、学校のきまりに従うこと。
- (10) 貴重品は、各自で責任を持って管理すること。
- (11) 所持品には必ず記名すること。金品を紛失、又は拾得した場合、担任に連絡し生徒指導部に届け出ること。
- (12) 常に校内の清潔、又整理整頓を心掛けること。施設、備品を破損した場合、関係職員（担任、部活動顧問）に連絡すること。
- (13) 下校時刻（月～金16時45分）を守ること。但し、特別活動の生徒に対しては18時30分（冬季18時）までとする。なお、顧問、責任教諭が認め、家庭の承諾を得ている場合は、さらに1時間程度の残留を認める。下校の際は、戸締まりと消灯を確認すること。

4. 校 外 生 活

- (1) 交通法規、交通マナーを守ること。
- (2) 未成年者立ち入り禁止の場所（パチンコ店、居酒屋等）への立ち入りをしないこと。なお、千葉県、茨城県の各県条例では「未成年者の夜間の外出は23時以降禁止」です。
- (3) 旅行をする際には、旅行届を提出すること。

5. そ の 他

飲酒・喫煙、暴力・恐喝、不純異性交遊、無免許運転、薬物乱用その他の違法・不良行為は、行わないこと。

満18歳以上の生徒が選挙運動をする際には「公職選挙法」に従うこと。

服装及び頭髪等に関する規程

服装は、常に高校生らしく質素、端正、清潔を保つよう心掛けること。

1. 制服

学校の指定する制服を以下のとおりとする。

男子：ジャケット、スラックス、ワイシャツ（白）、ネクタイ、セーター、ベスト、ポロシャツ

女子：ジャケット、スカートもしくはスラックス、ワイシャツ（白）、ネクタイ、セーター、ベスト、ポロシャツ

2. 冬服の着用期間：11月1日から4月30日までとする。

この期間はきちんとネクタイを締め、通学時にはジャケットを着用すること。（校章をつけること）セーター、ベストは学校指定のものを着用すること。
*令和1年度、令和2年度入学生については、以下①②の旧規程を適用する。

① ブレザーの下に着用する防寒セーター類（カーディガン）はVネックで、色は黒、白、茶、紺系統、グレーで無地のものであること。

② 校内においてはブレザーを脱いで、防寒セーター類の姿でいることを認める。

3. 夏服の着用期間：5月1日から10月31日までとする。

この期間は、指定の略章をつけたワイシャツ（長袖・半袖）、ポロシャツを着用する。その際、セーター、ベスト、ネクタイの着用は自由とするが、本校指定のものを着用すること。なお、式典でのポロシャツ

の着用は不可とする。

4. 靴 下

靴下、ストッキングは華美でないものとする。

5. 靴

通学靴は華美でない黒・茶の革靴、黒・紺・白の運動靴とする。

6. バ ッ グ

学習活動に適した機能的で耐久性のあるバッグを所持して登校すること。

7. コ ー ト

コートは、華美でないもので、色は濃紺・黒・茶系統とする。

8. マフラー

マフラーは華美でないものとする。

9. 頭 髪

頭髪は清楚にすること。（パーマ、染色、脱色、つけ毛の類等、高校生にふさわしくないものは禁止する）

10. そ の 他

(1) 病気・ケガ等により、やむを得ず規定と異なる場合は異装許可願にて許可を受けること。

(2) アクセサリー、装飾品は禁止する。又、化粧、マニキュア、色付きリップクリーム、カラーコンタクトも禁止する。

諸 規 程

(A) 交通安全についての規程

1. 運転免許証の取得

- (1) 乗用車、自動2輪及び原動機付自転車の免許証の取得を禁止する。
- (2) 保護者以外の運転する車輛に同乗することを禁止する。
- (3) 家事その他のやむを得ない事情のある場合は担任を通して生徒指導部に願い出ること。保護者との面談により、原動機付自転車に限り免許取得及び運転を許可することがある。
- (4) 第3学年生に限り、2学期終業式以降、自動車教習所に入所を許可する。

但し、許可条件として

- ① 就職、進学希望を問わず、進路が決定（内定）した者。
- ② 1学期末・2学期末の成績で欠点がないこと。
- ③ 考査期間中及び1週間前は教習所へ行かないこと。
- ④ 本免許取得は、原則として卒業後とすること。
- ⑤ 合宿教習は原則として許可しない。

※教習所入所生徒注意事項

- ア) 授業を欠かさないこと。欠席、遅刻、早退をして教習所に通うことを禁止する。
- イ) 教習所内においても、柏中央高校の生徒としての自覚を持ち、節度のある行動を心掛けること。
- ウ) 許可後の試験において、欠点教科が生じない

ように、努力すること。

2. 自転車通学細則

この規定は、生徒の自転車通学に関する事項を定め、通学時の道路における交通事故防止及び交通道德の向上を図ることを目的とする。

- (1) 通学のため自転車を利用する者（以下「自転車通学者」という）は、事前にホームルーム担任を通じて、許可を受けること。
- (2) 許可を受けようとする者は、「自転車通学許可願」をホームルーム担任に提出し、次の項目について担任及び交通安全係の審査を受けること。
 - ① 自転車使用区間が自宅から学校までであること。（但し、1.5km以上の者）
（柏駅、北柏駅からの使用は認めない）
 - ② 自転車の正しい乗り方を習得すること。
 - ③ 自転車の装置が保安基準に適合すること。
 - ④ その他本校の定める必要な事項に適合すること。
- (3) 審査に合格した者に対して、ステッカーを交付する。（実費とする）
- (4) 自転車通学の者は、通学自転車の所定の場所（後車輪の泥よけ等）にステッカーを貼付すること。
- (5) 自転車通学の者は、次の項目について常に励行すること。
 - ① 交通法規・マナーの遵守
 - ② 自転車点検・整備（ブレーキ、ライト、タイヤ、ステッカー）
 - ③ 危険・盗難防止用具の用意（雨合羽、バッグを固定するひも又はカゴ、鍵）

- ④ 指定された場所への適切な駐輪
- ⑤ 8時25分までに登校すること。
- (6) この規定に違反した者は、許可を取り消すことがある。

(B) 生徒週番規程 (日番規程)

- (1) 週番は、各ホームルームで2名ずつ1週間交替の輪番によって行うこと。
- (2) 週番の仕事の期間は、月曜日～金曜日までの始業時から放課後までとする。
- (3) 週番の仕事内容
 - ① 教室の整理整頓に心掛け、授業等が円滑に行うことができるようにすること。
 - ② 黒板の清掃・チョークの補充、その他授業に伴う仕事をする。
 - ③ 授業担当の先生が来ない時は確認に行くこと。
 - ④ 窓の開閉を行い、教室の換気をする。
 - ⑤ 移動教室等で授業がある場合は、教室の戸締まり・消灯及びその点検をする。
 - ⑥ 放課後、教室の戸締まり・消灯・生徒の下校状況の点検をする。
 - ⑦ 前項についての点検状況、その他学校生活などを学級日誌に記入しクラス担任に提出して点検を受ける。
 - ⑧ その他必要な事柄を行う。

※学級日誌の記入方法

学級日誌は、日々のホームルーム及び学校における生活状況が記入され、後々の反省資料にもなるので、きちんと書くこと。

- ① 授業の欄は、指導内容・課題はできるだけ詳

しく書くこと。(自習時間などの課題も詳しく書いておくこと)

- ② 清掃の欄は、清掃終了後その場所を点検し清掃状況を書くこと。又、残留生徒や戸締まり・消灯は、具体的に書くこと。
- ③ 行事・伝達事項等の欄には、その日の学校行事、ホームルームやその日あった出来事及び担任からの諸連絡・諸注意を書くこと。
- ④ 出席状況は、学級出席簿を確認して正確に書くこと。
- ⑤ 生徒所感欄は、記入者のその日一日に対する感想を記入すること。この欄は、必ず記入するとともに、感じたこと、反省されることなどできるだけ詳しく書くこと。
- ⑥ 記入が終わったら必ず担任に提出し点検を受け、認印(検印)を受けること。
- ⑦ 記入にあたっている生徒が欠席等で不在の場合は、それに代わる者が必ず記入をしなければならない。

(C) 個人旅行許可について

- (1) 学割発行に関係なく、旅行届を必ず担任に提出すること。
- (2) 登山及びグループによる旅行の場合には、別途に計画書を提出すること。
- (3) 宿泊を伴う男女合同の旅行は、原則として許可しない。
- (4) 宿泊を伴う場合は、担任が、同伴者・行き先を確認し、問題のある場合は許可しない。

(D) アルバイトについての規程

(1) 長期休業中のアルバイトについては下記の条件に基づき許可することがある。

- ① 夏休みは2/3の日数を超えないこと。春、冬休みは10日間程度とする。
- ② 保護者の申請によること。担任の面談を経ること。
- ③ 保護者が責任を持てる職場であること。
- ④ 成績上問題のない者。
 - ア) 欠点所有者は許可しない。
 - イ) 成績不振者で、担任、教科担当者が心配と思う者は許可しない。

⑤ アルバイト終了報告書を提出すること。

(2) 課業中のアルバイトについては原則として禁止する。特別な事情がある場合は別途審議とする。

(3) 第3学年生徒に限り、11月1日以降アルバイトを申請すれば許可することがある。(進路準備費用を目的とする)

但し、許可条件として

- ① 就職、進学希望を問わず、進路が決定(内定)した者。
- ② 授業を欠かさないこと。
- ③ 1学期の成績で欠点がなく、直近の定期考査(中間・期末)で欠点がないこと。
- ④ 考査期間中及び1週間前は学業に専念し、アルバイトは中断期間とすること。
- ⑤ 第2学期期末考査で欠点科目が生じた者は、学年末考査終了までアルバイトを禁止する。

※注意事項

ア) アルバイト中においても、柏中央高校の生徒

としての自覚を持ち、節度のある行動を心掛けること。

イ) 申請したアルバイトに変更があった場合、学年担当者に連絡すること。

(E) 図書館利用心得

図書館の利用に際しては、次の諸点を順守すること。

- 1. カバンや持ち物は所定の位置に置き、閲覧席に持ち込まない。貴重品については各自が留意する。
- 2. 館内に入ったら私語をつつしみ静粛にする。
- 3. 館内では飲食をしない。
- 4. 館内の資料等は損傷しないように心掛け、ていねいに扱う。(書きこみ、落書き、切りとりは絶対にしない。極力損傷しないようにする)
- 5. 他の人の迷惑になるような行為・行動はいっさいしない。
- 6. 館内で利用した資料等は必ず所定の場所に戻しておく。
- 7. 館外への貸し出しは、必要な手続きをとり、返却の期限を厳守する。
- 8. 貸し出しは1人5冊1週間とする。
- 9. その他、図書館内の行動については、図書委員の指示に従う。
- 10. 開館時間は次のとおりとする。
 - ア) 8:40~16:45まで。
 - イ) 休館は土曜日、日曜日、祭日と学校行事のある日。
 - ウ) 長期休業中の開館については別に定める。

(F) 冷暖房使用規程

別紙のとおりとする。

(別紙は毎年使用前に配布する)